

中間前払金について（制度の概要）

岡崎市総務部契約課

【平成21年4月1日より適用】

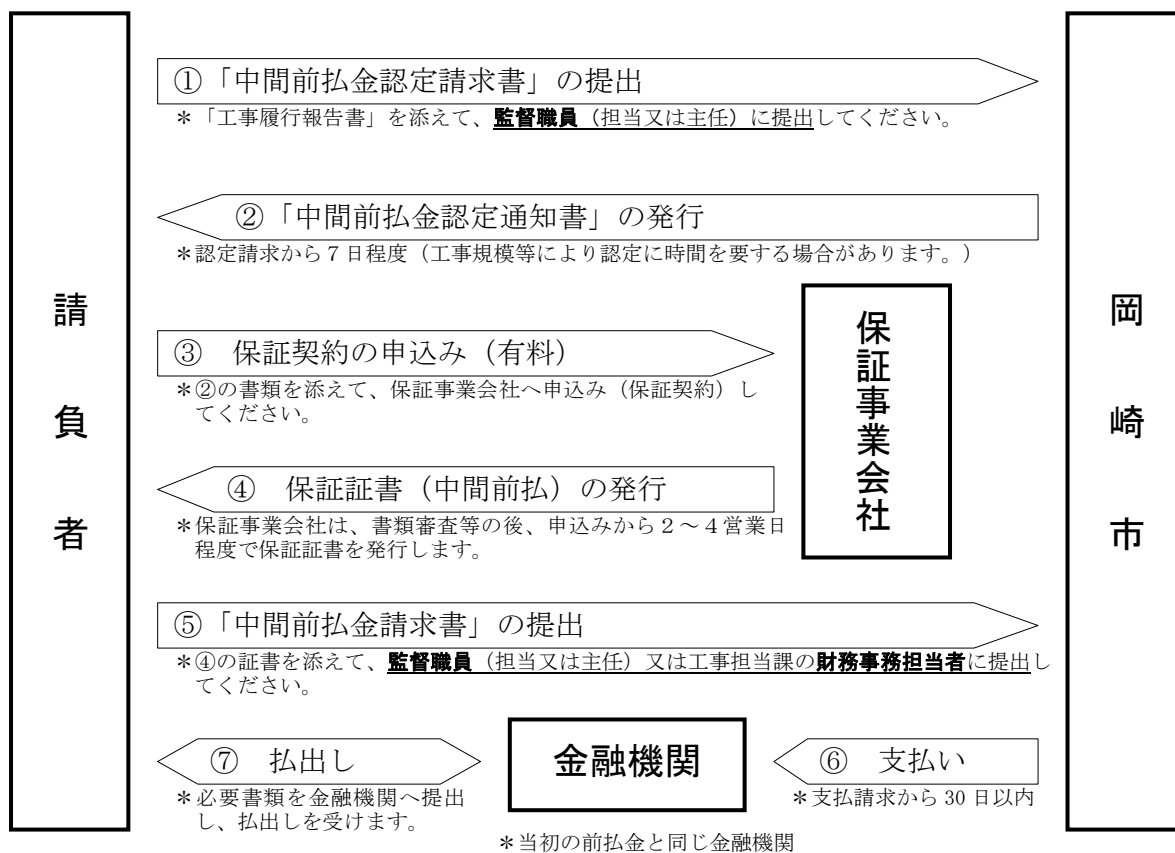
前払金の額

当初の前払金 請負代金額の10分の4まで

中間前払金 請負代金額の10分の2まで

*前払金の利用により、請負代金額の10分の6を施工中に受け取ることができます。

手続きの流れ



認定の条件

- 前払金を受けていること。
- 部分払を受けていないこと。
（中間前払金を受けた場合、部分払を受けることはできません。）
- 工期の2分の1を経過していること。
- 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
（工事の当初に請負者が提出した工程表により確認します。）
- 工事履行報告書の実施工程の報告が50%以上であること。
（搬入済みの材料、製造工場にある製作品に係る請負代金額相当額を含みます。）

中間前払金に関する「Q&A」

岡崎市総務部契約課

【平成21年4月1日より適用】

Q1 中間前払金とはどのようなものですか？

A 「岡崎市公共工事前金払処理要領」に基づき、1件あたりの請負金額が300万円以上の土木建築に関する工事において、請負金額の10分の4以内を前払金として支払っていますが、更に、施工の中間期に10分の2までを追加して支払う前払金のことを中間前払金とといいます。

Q2 中間前払金の対象工事は何ですか？

A 請負金額300万円以上の土木建築に関する工事が対象となりますが、当初の前払金を受領していることが必要です。（設計・測量等のコンサルタント業務は対象外です。）

Q3 中間前払金制度のメリットは何ですか？

A 「部分払」に比べ、請負者及び発注者双方の事務を大幅に省力化することができます。部分払の場合は、出来形検査が必要となりますが、中間前払金の認定は書面による審査であるため、事務にかかる時間が大幅に節約され、工事の進捗への影響が少なくなります。

ただし、中間前払金を請求する場合は、部分払の請求をすることはできません。どちらの制度を利用するかは、請負者が選択します。

Q4 出来高が67%（×90%払＝60%）以上となるのを待って、部分払を請求したほうが得でしょうか？

A 工期の途中で支払われる金額の多さのみを考えればそのとおりですが、正確に判断するには、出来形検査と出来高確認の違いを理解する必要があります。出来形とは、「一定の性能を発揮しうる工種・構造物」のことであり、出来高の「時点までに請負者が費やす資金すべてのうち、現場に取り付け、納品又は製造されたもの」とは、用語は似ていますが、まったく別のものです。

部分払の金額を確定するには出来形検査が必要ですが、この検査では、構造物等が設計書や図面通りの寸法で出来ているか、所定の強度があるか等のチェックが必要で、完了検査と同等の精度が必要となります。片や、出来高確認とは、工事が進捗した割合を金額ベースで確認することですので、工程表上の進捗率を請負者が示し、監督職員がこれを認めることで成立します。また、施工中の工種の一部の出来形検査は困難ですが、出来高確認ならその工種の構成比率に進捗割合を乗じることで求めることができます。

中間前払金は、出来高50%で支払率は60%ですので、「より早期に」「より簡便な方法で」まとまった工事継続資金を調達するには、中間前払金の利用が有効です。

Q5 中間前払金を請求できる現場の進捗条件は何ですか？

A 次の条件をすべて満たしていれば請求することができます。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負金額相当額（以下「出来高」）が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

Q6 出来高が請負金額の2分の1以上に相当することを認定する方法は？

A 工事の履行中、毎月提出する「工事履行報告書（様式第31号）」の実施工程の出来高割合により認定を行います。この出来高割合は、施工の当初に請負者が作成した工種ごとの構成比に基づく月次実績です。

中間前払金制度では現場の検査は行いませんので、工事履行報告書以外の工事関係書類の提出は必要ありません。

Q7 請求のタイミングと提出書類は？

A 工事履行報告書の実施工程の出来高割合が2分の1（50%）以上となったときの報告時に「中間前払金認定請求書（様式第19-2号）」を添えて、担当監督職員又は主任監督職員に提出して下さい。

Q8 中間前払金の支払いまでの期間はどれくらいですか？

A 監督職員は、「認定請求」を受理した場合、中間前払金をすることができる要件を満足しているかの確認を行い、「認定通知書」を発行します。請求から通知書の発行までの期間は、7日程度です。（工事規模や繁忙期等の事情により認定に時間を要する場合があります。）

認定通知書が発行されたら、保証事業会社に保証の申込みをし、「保証証書」の発行を依頼します。この保証証書は2～4日程度で発行されますので、発行され次第、「保証証書」と「中間前払金請求書（様式第19-4号）」を市に提出します。

請求を受理した日から、30日以内に中間前払金の支払いを行います。

Q9 保証事業会社とは？

A 前払金保証事業を行っている会社は、西日本建設業保証株式会社・東日本建設業保証株式会社・北海道建設業信用保証株式会社です。

Q10 保証事業会社に支払う保証料は？

A 中間前払金の保証料率は、払出しを受けようとする金額の0.065%です。例えば、中間前払金として、1,000万円を受けようとするときの保証料は、6,500円です。

（10,000,000円×0.00065=6,500円）

Q11 請負契約が変更された場合はどのようになりますか？

A 中間前払金の割合は、請負代金額の10分の2以内であり、地方自治法施行令附則第7条の規定により、当初の前払金との合計が10分の6を超えることはできません。

これらを踏まえ、下記の例を参照ください。

■増額変更の場合① (当初の前払金) → (増額変更) → (中間前払金)

・請負金額 1,000 万円	・増額変更 300 万円	・当初の前払金 400 万円
----------------	--------------	----------------

$$\begin{aligned} & \text{変更後の請負代金額} \times 60\% - \text{当初の前払金} > \text{変更後の請負代金額} \times 20\% \\ & = 13,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} > 13,000,000 \text{ 円} \times 20\% \\ & = 7,800,000 \text{ 円} - 4,000,000 \text{ 円} > 2,600,000 \text{ 円} \\ & = 3,800,000 \text{ 円} > 2,600,000 \text{ 円} \\ & \text{中間前払金請求可能額} = 2,600,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

(上記は、変更増額300万円に対応する追加の前払金を請求せず、中間前払金を請求した場合)

■減額変更の場合 (当初の前払金) → (減額変更) → (中間前払金)

・請負金額 1,000 万円	・減額変更 300 万円	・当初の前払金 400 万円
----------------	--------------	----------------

$$\begin{aligned} & \text{変更後の請負代金額} \times 60\% - \text{当初の前払金} < \text{変更後の請負代金額} \times 20\% \\ & = 7,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} < 7,000,000 \text{ 円} \times 20\% \\ & = 4,200,000 \text{ 円} - 4,000,000 \text{ 円} < 1,400,000 \text{ 円} \\ & = 200,000 \text{ 円} < 1,400,000 \text{ 円} \\ & \text{中間前払金請求可能額} = 200,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

Q12 継続費や債務負担(複数年契約)の工事には適用されますか？

A はい。各年度の出来高予定額に対応した額を請求することができます。また、単年度工事とは異なり、中間前払金を受けた場合でも、各年度の出来高予定額に対応する部分払を年度末に受けることができます。

Q13 その他に前払金制度に変更点はありますか？

A 従前、工期が60日以内、2億円までといった前払金の除外項目が設けられていましたが、平成21年3月末をもって廃止します。また、前払率が一定の金額以上で10分の4から10分の3に減じられていましたが、一律、前払金は10分の4、中間前払金は10分の2とします。ただし、請負代金額が300万円未満の場合は、従前どおり対象外です。